

確認	入力

共済被扶養者申告書(個人番号提供用)

所属所コード
○ ○ ○

組合員証番号
○ ○ ○ ○

組合員氏名
共済 太郎 苗

所属所名
○ ○ 市役所

1	被扶養者氏名	性別	生年月日	続柄	個人番号(マイナンバー)															
		共済 花子	女	^S _H ○年○月○日	妻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	被扶養者氏名	性別	生年月日	続柄	個人番号(マイナンバー)															
			^S _H 年 月 日		※個人番号通知書等の写しは添付しないでください。															
3	被扶養者氏名	性別	生年月日	続柄	個人番号(マイナンバー)															
			^S _H 年 月 日																	

- (注1) 新規認定及び再認定に関わらず、被扶養者の認定をされる方の個人番号を記載してください。
- (注2) この申告書は必ず共済事務担当課をとおして提出してください。
- (注3) 被扶養者の認定取消等により、個人番号を保管する必要性がなくなった場合は、当組合において適切に廃棄又はマスキング等の復元不可能な処理を行います。

共済組合が個人番号の提供を求める理由及び根拠

共済組合は次の根拠条文及び利用目的により、個人番号の提供をお願いしています。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抜粋)

(提供の要求)

- 第14条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を行うために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 2 個人番号利用事務等実施者(政令で定めるものに限る。第19条第4号においては同じ。)は、個人番号利用事務等を行うために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。第19条第4号及び第48条において同じ。)の提供を求めることができる。

○利用目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第1の24項に規定する「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」及び39の項に規定する「地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務」